

平成25年第3回定例議会（諸般の報告）

開会に当たり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、北総線運賃値下げ支援補助金に関わる住民訴訟控訴審につきましてご報告いたします。

すでにご承知のとおり、3月22日の千葉地方裁判所での第1審判決については、法解釈及び事実認定に誤りがあり判決を受け入れることができないと判断し、4月3日に市議会において控訴に関連する補正予算を可決いただき、4月4日に東京高等裁判所宛控訴状を提出したところで、8月29日に控訴審判決の言い渡しがありました。

判決内容は、控訴審においても残念ながら市の主張は認められず「本件控訴を棄却する」との厳しい内容でありました。

今後の方針につきましては、代理人である弁護士の意見を踏まえ、判決文の内容を十分検討し決定してまいりたいと考えています。

なお、市民や市議会には、方針決定後速やかにご報告をさせていただきます。

次に、「北総線運賃問題対策協議会」の本年度事業として予算計上した「北総鉄道（株）経営状況調査委託」事業につきましては、弁護士が中心となっ

た専門家チームに委託したことにつきまして6月議会でご報告させていただきましたが、この度、「北総線運賃問題に関する調査報告書」が提出され、8月27日に開催されました北総線運賃問題対策協議会において、本報告書を受領しました。

この報告書は、北総線運賃問題対策協議会からの資料提供を受けた、弁護士、公認会計士及び税理士が各々専門的な知見に基づき分析し、分析結果を基に様々な評価が載せられているものとなっております。

北対協においては、北総鉄道株式会社に確認すべき数値や誤字・脱字などがあることから、これらを速やかに精査し最終的な報告書としたうえで、公表することとされました。

現在その作業中でありますので、本日、諸般の報告の中で可能な範囲で報告をさせていただくこととしたものです。

報告書の概要としては、北総鉄道株式会社の損益の状況を示すキャッシュフローを、現状の経済状況等を勘案し推測したうえで、運賃を「①現状のまま」「②通勤、通学、普通運賃全てを大手私鉄並みに値下げする。」「③通学定期の引き下げ幅を50%まで値下げする。」「④通学定期の引き下げ幅を50%、通勤や普通運賃は可能な範囲で値下げする」という4つのパターンでシミュレーションを行い検証したところ、②の「通勤、通学、普通運賃全てを大手私鉄並みに値下げする」場合を除き、「本合意書に定めた値下げ運賃水準を公費負担なくして維持することは、キャッシュフロー上十分可能と考

えられる。」とされており、北総鉄道株式会社による自助の努力により利用者にとって最善のサービスが行えるものと、改めて感じられました。

この報告書につきましては、北総線運賃問題対策協議会として、できるだけ速やかに公表していきたいと考えております。

6月17日に北総鉄道株式会社金子社長の訪問を受けた際、合意期間以降の補助金の取り扱いを協議する期限を最終的には今年度末と伝えられておりますので、この調査結果報告書に基づき、北総線運賃問題対策協議会において対応方針の検討及び協議を進めてまいります。

沿線4市との意思統一、千葉県ほか関係機関との連絡調整に要する時間を考慮しますと、北総線運賃対策協議会として、年内中に対応方針を決定する必要があると認識しております。

なお、市民や市議会には、状況を捉え、適宜ご報告をさせていただきます。

次に、印西クリーンセンター次期中間処理施設の整備につきましては、印西地区環境整備事業組合が「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置し、今年度中に候補地の答申を経て建設予定地を選定することとしていましたが、同検討委員会において、前回計画の検証や構成市町の財政状況の把握等について議論を重ねる必要があったことから、当初の予定より時間を要することとなり、スケジュールが修正され、候補地選定の答申が来年7月に延伸されることとなりました。

現在、同検討委員会では、比較対象地の抽出手法や用地比較評価項目等について議論を進めていると聞いております。

ごみ処理は市民生活を営む上で大変重要な問題でございます。

本市はもとより、構成市町のごみ処理が停滞することのないよう、同検討委員会における審議が慎重かつ速やかに進めていただけるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、印西クリーンセンター3号炉増設工事損害賠償請求事件に関する裁判につきましては、6月議会において、被告JFEエンジニアリング株式会社に対し、9千682万円と遅延金5分の支払いを命じる判決が出されたことをご報告いたしましたが、その後、弁護士を交え、正副管理者会議及び組合全員協議会の協議を経て、組合として最高裁判所への上告を行わないこととしました。

また、被告JFEエンジニアリング株式会社におきましても、上告が行われなかったことから、平成25年6月17日の経過をもって判決が確定し、8月8日の組合臨時議会において、補正予算を計上し、歳入としてJFEエンジニアリング株式会社からの損害賠償金1億6千522万8千438円を受け入れたところです。

次に、特別養護老人ホームの再公募につきましてご報告します。

特別養護老人ホームにつきましては、８月１日から整備運営事業者を募集し、８月３０日をもって締め切りましたところ、６事業者から応募がありました。

今後、介護保険サービス事業者等選定審査会において審査を進め、９月下旬を目途に事業予定者の決定をしまいたいと考えております。

次に、事業仕分けにつきましては、平成２３年度から３年間実施し、最終年度となります本年度は、８月１７日及び１８日の２日間にわたり、２１事業の仕分けを行いました。

判定結果は、２つの事業で判定同数による重複がありますが、「不要・凍結」が２事業、「国・県・広域で実施すべき」が１事業、「要改善」が１６事業、「現行どおり」が４事業となりました。

この結果は大変厳しいものと受けとめているところでございます。

これまで同様、判定結果をできる限り尊重し、判定の内容を精査の上、対応方針を検討し、今後の予算や事業計画に反映してまいりたいと考えております。

また、この事業仕分けでは、２日間で市民判定人が延べ８１人、傍聴された方が９７人と、多くの市民に参加をいただいたところから、市の行っている施策事業について納税者である市民に主体的に考え参画していただく機会としても成果があったものと考えているところでございます。

次に、タウンミーティングにつきましては、市民の目線、市民の声が活かせるまちづくりを推進するため就任以来毎年実施しており、今年も7月7日、14日及び15日の3日間で市内6地区におきまして開催しました。

参加者は昨年を大きく上回り、6地区合計で196人の市民の参加をいただき、直接多くのご意見、ご提案などを伺いました。いただいたご意見やご提案は、直ちに実施できるもの、検討を要するものなどを整理しながら、これからの行政施策に活かしてまいりたいと考えております。